

# 肥後熊本藩士井沢蟠竜の経歴とその仕事

成 富 なつみ

はじめに

江戸時代に最も普及した出版物の一つに「俗説弁シリーズ<sup>1</sup>」がある。これは巷間に流布する俗説の誤りを正したもので、宝永三年（一七〇六）に初版を出版して以降、幾度も版を重ねている。本シリーズは近世にとどまらず近代にも読まれており、特に森鷗外が愛読していたことも著名である<sup>2</sup>。

この「俗説弁シリーズ」を著したのは、肥後熊本藩士の井沢蟠竜である。蟠竜には、「俗説弁シリーズ」の他にも『武士訓』（一七一五刊）や『菊池佐佐伝記』（一七一〇刊）といった、近代以降に活字化された版本が複数ある。近世から近代にかけて読み継がれてきたと考えられることから、これらの蟠竜の作品を研究する意義が認められる。

蟠竜に関する先行研究は、人物像の追究と著作の分析に大別できる。このうち人物像に関する研究の嚆矢は、早く

は上妻博之氏「井沢蟠竜伝」<sup>3</sup>、最も新しいものとしては白石良夫氏「蟠竜略伝」<sup>4</sup>があり、現在の蟠竜研究に引用される基盤となっている。特に白石氏の「蟠竜略伝」は蟠竜の著作を扱った論文の多くに引用されている。しかし、両者とも墓碑銘や先祖付など最低限の基本史料から分かる経歴をまとめているものの、それ以上の展開はないこともまた否定出来ない。一方、著作に関する研究については、『広益俗説弁』を扱ったもの<sup>5</sup>、或いは、蟠竜校訂『今昔物語』を対象としたもの<sup>6</sup>が大半を占めている。

蟠竜研究の中で最も評価されるべきものは、白石氏の「井沢蟠竜著述覚書」<sup>7</sup>であろう。白石氏は、従来蟠竜の手に成るものと誤解されてきた作品を検討し、他者の作品であることを突き止めた。ただやはり、現在まで蟠竜の経歴や著作を体系的に扱ったものは見られない。

以上を踏まえて、本稿では、蟠竜研究の基盤形成を目的

として、新出資料を用いながら改めてその経歴と業績を追究するとともに、今後の展開を見据えて新たな研究視座を提起する。

### 一、藩士としての経歴

まずは、蟠竜の経歴を整理しよう。先に結論を述べる形となるが、現段階で明らかになつてゐる蟠竜の経歴は次の通りである。

蟠竜は、寛文年間（一六六一～一六七二）後期に熊本藩士井沢勘兵衛の長男として生まれた。名は長秀、または節といい、通称は十郎左衛門という。蟠竜の他に、享斎、元水<sup>8</sup>と号した。世禄は二五〇石である。

元禄九年（一六九六）に父勘兵衛が病死し、翌十年に家督を相続する。同年御番方を命ぜられる。同十四年、江戸御留守詰として上府し、宝永二年（一七〇五）に南関御番となり熊本に下向する。同四年には御留守居番方組脇として再び上府。享保五年（一七二〇）に御鉄砲十挺頭、同十二年に御鉄砲二十挺頭を勤め、同十五年十二月三日に病没。宗岳寺（現熊本市中央区上林町）に葬られた。<sup>9</sup>

統いて、眞偽の定かでない蟠竜の生年、江戸滞在歴、居合師役就任、阿蘇御備米奉行勤務の四点について検討す

る。

まず、蟠竜の生年については、寛文八年（一六六八）生とする説と寛文十一年生とする説の二つがある。寛文八年生とする説の根拠は、次に挙げる墓碑銘である。

#### 蟠竜井沢先生墓碑

先考姓源、氏井沢、名長秀、称曰十郎左衛門、肥後熊本之産、筮仕君侯、思遇最渥、擢為鳥銃将、其後君侯賜御筆曰、賞一以勸百、罰一以懲衆、榮幸之甚、拝戴家珍之、嚮此先考自幼至壯、從父在江府之日、深志于神道、訪山崎垂加翁之門人、探甚奧秘、究其淵源、剩亘和漢之載籍、無事不知、甚見卓絕、其識識博照然、著述書今不及贅、且於武芸、極纏奧者多、就中擊劍拔刀柔術其尤者也、悲矣哉、今茲五月中旬、俄爾罹病、同十二月三日、奄忽即冥、享年六十三歳、病間言語分明、猶在勇敢之情、同月五日、葬于州之飽田泰雲山宗岳禪寺、因併錄行實与歲月、刻諸碑陰以垂不朽、

時享保十五年十二月 日

孝子井沢友右衛門源長勝書<sup>10</sup>

から逆算すると、蟠竜は寛文八年に生まれたことになる。

従来、蟠竜の生没年はこの記述を根拠として、寛文八年生、享保十五年没とされてきた。

一方、寛文十一年生とする説の根拠は、「南閥紀聞」序にある「宝永ひのへいぬのとしやよひ廿日「中略」井沢長秀書す三十六歳<sup>11</sup>」という記述である。「宝永ひのへいぬのとし」は宝永三年（一七〇六）であり、この時三十六歳であるという記述から逆算すると、寛文十一年生となる。

この点に関して、森下功氏は、墓碑銘は蟠竜の子である友右衛門長勝の著述であるのに対し、「南閥紀聞」序は蟠竜自身が著したものであることから、蟠竜は寛文十一年生とするのが妥当であるとする<sup>12</sup>。一方で、久保田啓一氏は

「南閥紀聞」の七系統ある伝本のうち、「時に三十六歳」の記述があるものは二系統のもののみであることから、この記述は蟠竜が自ら記したものとは断定し難いとして、この記述のみを根拠に蟠竜の生年を寛文十一年とするのは早計であるとした<sup>13</sup>。現在のところ、このほかに蟠竜の生年を特定し得る史料は見つかっておらず、蟠竜は寛文八年生、または、寛文十一年生であるとするに留める。

次に、蟠竜の江戸滞在歴であるが、先に挙げた墓碑銘に「従父在江府之日」とあることから、蟠竜は父に従つて江戸に滞在していたことが分かる。江戸滞在については、正徳五年（一七一五）に上梓された『広益俗説弁』巻二十「俗

説弁の説』において次のように述べており、墓碑銘のこの記述に關しては信頼出来る。

予、幼して父にしたがひて武江にあり。十歳より二十五六歳に及ぶまでは、もつぱら武を講じていとまなし。たまく書をよむといへども、こゝろを用ること全からず。本邦にかへるの後、そのかみ書をよめることのわろそかなりしを悔み、官務の暇ごとにつとめ読でおこたらずといへども、辺鄙、もとより師友なく、且、書籍すらとぼしければ、今四十に余るまで、其功なし<sup>14</sup>。

ただし、この記述から蟠竜の江戸滞在期間を特定することは出来ない。白石氏は、延宝六年（一六七八）に江戸詰を命じられた父勘兵衛に従つて江戸に居住したと述べているが、その根拠は示されていない<sup>15</sup>。

ここで新出史料として「御侍帳」に着目したい。蟠竜の父、井沢勘兵衛が延宝六年に光姫附となつていることを突き止めた<sup>16</sup>。江戸幕府は、寛永十一年（一六三四）八月に譜代大名の妻子を江戸に引き移すように命じており、翌十二年には「武家諸法度」において參勤交代を制度化し、大名が夫人を国許に移すことを禁じている<sup>17</sup>。光姫は、

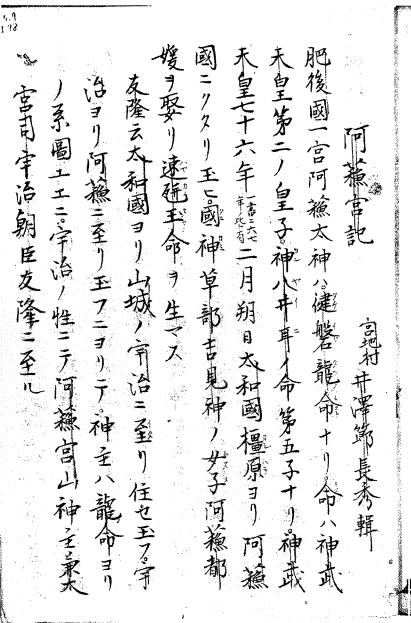
外様大名である三代目熊本藩主細川綱利（在位一六四九～一七一四年）の娘であるため<sup>18</sup>、「光姫附」が直ちに江戸滞在を証することにはならないが、一般に幕府から正式な命令が出ておらずとも諸大名は妻子を江戸に移したことから<sup>19</sup>、光姫が江戸に居住していたことは間違いないだろう。したがって「光姫附」となった勘兵衛が延宝六年に江戸へ赴任したと考へてよい。勘兵衛の「光姫附」在任期間は不明であるため、蟠竜の江戸滞在期間を確定することは出来ないが、少なくとも十代前半であつた蟠竜は、この時父に付いて江戸に赴いたとみるのが妥当であろう。

続いて、居合師役就任、ならびに阿蘇御備米奉行勤務についてそれぞれ検討しよう。一次史料において確認し得る蟠竜が勤めた役職は、先に述べた通りであるが、このほかに居合師役と阿蘇御備米奉行に就いたとする指摘がある。まず、居合師役に就いたとする記述は「熊本県大百科事典」に見られるが、これは誤りである<sup>20</sup>。「熊本藩役職者一覧」によると、関口流居合師役に井沢十郎左衛門の名が見られるのは早くても宝暦五年（一七五二）であり、蟠竜没後であるからである。

次に、阿蘇御備米奉行に就いたとする記述は、上妻氏の「井沢蟠竜伝」にある<sup>21</sup>。しかし、「御備米」制度が開始されたのは天明八年（一七八八）のことであり<sup>22</sup>、その他の

史料を捜索しても、蟠竜の生前には阿蘇御備米奉行のみならず御備米制度さえも確認出来ない。ただし、熊本県立大学日本文学第二研究室所蔵の「阿蘇宮記」（一六九〇成）には「宮地村 井澤節長秀輯<sup>23</sup>」とあり、阿蘇に滞在した可能性は認められる（図1）。

【図1】「阿蘇宮記」（熊本県立大学日本文学第二研究室蔵）、一丁表



現段階で明らかにしうる蟠竜の経歴は、以上の通りである。

本章の冒頭においてまとめた、一次史料から確定出来る蟠竜の経歴は、元禄九年から享保十五年までの藩士としての役職と世禄、没年であった。

このほかに、真偽の定かでない蟠竜の経歴に関する四つの事項について検討した。まず、蟠竜の生年については、寛文八年生説と寛文十一年生説の二つがあるが、両説とも一定の信頼出来る根拠があり、一方に断定することが出来なかつた。次に、蟠竜の江戸滞在歴についてであるが、蟠竜が江戸に滞在していたことは間違いない。さらに、一次史料を用いて、蟠竜が江戸へ移つた年は延宝六年であることを改めて指摘した。続いて、居合師役就任の事実は無かつたことを断定した。最後に、阿蘇御備米奉行勤務についても、当役職を担当した事実は無かつたと結論付けた。ただし、「阿蘇宮記」に見られる記述から、蟠竜が阿蘇に滞在した可能性を見出した。

を整理すると、表1、表2のようになる<sup>24</sup>。

## 二、業績

統いて、蟠竜の業績として著作を概観する。「日本古典籍総合目録データベース」及び上妻氏『新訂肥後文献解題附索引』（舒文堂河島書店、一九八八年）を中心に蟠竜の著作

【表1】 井沢蟠竜の著作一覧（成立年順）

通番	書名	数量	成立年	経歴	刊写	書肆	備考
1	阿蘇宮記	1巻1冊	元禄三年 (1690) 冬奥書	「宮地村井澤節長秀輯」	写	/	
2	写本考	1巻1冊	元禄十六年五月 奥		写	/	
3	南闇紀聞	1巻1冊	宝永三年 (1706) 三月六 日自序	南闇御番	写	/	別書名「南闇記」。
4	俗説弁	7巻7冊	宝永三年秋自跋		刊	○	別書名「本朝俗説弁」。
5	榎垣家集	1巻1冊	宝永四年九月自 跋	留守居番方組脇	刊	○	別書名「榎垣君家集」「榎垣君歌集 冠註附錄」「榎垣廬家集」。
6	肥後記	2冊	宝永五年自序		写	/	
7	続俗説弁	3巻3冊	宝永五年四月刊		刊	○	別書名「続本朝俗説弁」。宝永五年 自序。
8	旧説拾遺	5巻5冊	宝永六年刊		刊	田中庄 兵衛。	別書名「旧説拾遺物語」「新続古事 談」。
9	肥後国志	17巻か。	宝永六年四月以 前				現存せず。
10	肥後地志略	10巻5冊	宝永六年四月奥		写	/	別書名「肥後国地志略」。
11	肥後歴代事略	1冊	宝永七年成		写	/	表1-13の備考にある「肥国事跡略」 と同物か。
12	新俗説弁	5巻5冊	宝永七年正月刊		刊	○	宝永七年自序。
13	菊池佐佐伝記	10巻10冊	宝永七年六月二 十三日刊		刊	○	別書名「菊池伝記」「菊池軍記」「 佐々軍記」「菊池佐々伝」「菊池 佐々軍記」。宝永五年成。なお、卷 7、卷8が「肥後事蹟考」(写本)、 卷9、卷10が『肥国事跡略』(別書名 「歴代事蹟略」、宝永七年自跋)と 題され、別書扱いされていることも ある。
14	速吸日女社記	1冊	正徳元年 (1711) 成		写	/	
15	武士訓	5巻5冊	正徳五年正月刊		刊	○	
16	本朝俚諺	9巻2冊(後刷)	正徳五年三月刊		刊	田中庄 兵衛ほか。	
17	広益俗説弁[正編]	21巻21冊	正徳五年冬刊		刊	○	正徳五年五月十一日自序。
18	広益俗説弁[後編、 遺編]	後編5巻、遺編5 卷	享保二年 (1717) 刊		刊	○	後編は序跋年次不明、遺編は享保二 年八月十一日自跋。
19	漢字和訓	8巻2冊	享保三年刊		刊	○	
20	諸士男子訓	5巻5冊	享保四年刊		刊	○	別書名「男子訓」「和俗男子訓」。
21	広益俗説弁[付編]	7巻	享保四年八月十 一日自序		刊	○	
22	広益武士訓	10巻10冊	享保五年刊		刊	○	「武士訓」と「諸士男子訓」を合綴 したもの。
23	大和女訓	3巻3冊	享保五年正月十 一日自序		刊	○	
24	神道天瓊矛記	2巻2冊	享保五年三月一 日自跋	鉄砲十挺頭。自 版「武臣鳥銃首」	刊	○	別書名「天瓊矛記」。
25	今昔物語[前編]	15巻15冊	享保五年五月一 日自序		刊	○	序題「考訂今昔物語」。『肥後文献 解題』には「今昔物語訂補」とある。
26	高名故事	5巻5冊	享保十一年刊		刊	不明	別書名「武家高名故事」「高名武家 故事談」。元文二年(1737)求版本 は、丹波屋理兵衛、田原屋平兵衛 版。表1-8の「旧説拾遺」の改題本 か。
27	広益俗説弁[残編]	8巻	享保十二年刊		刊	○	享保七年春自跋。
28	授幼難字訓	3巻3冊	享保十二年春刊		刊	○	別書名「難字訓」。
29	鶴鵠草葺不合尊陵弁		享保十三年八月 一日成	鉄砲二十挺頭	写	/	細井知慎(廣澤)「元禄十一年諸陵 周垣成就記」に寄せたもの。
30	女訓みさこ草	2巻2冊	享保十四年春刊		刊	○	別書名「大和女訓後編」「大和女訓 追加」。
31	今昔物語[後編]	15巻15冊	享保十八年刊	没	刊	○	

【表2】 井沢蟠竜の著作一覧（成立年未詳）

通番	書名	備考
1	天草合戦覚書	
2	厳島御幸記頭書	
3	永禄天正日記	
4	旧話拾遺	表1-8と同物か。
5	享倉隨筆	
6	鵠鳩草	
7	御家伝	別書名「細川御家伝」。
8	西海紀談	
9	摧破妄説	享保六年十一月二日江戸浪人山下幸内長亮が将軍に上書した文中に蟠竜の著書として「明君家訓」を誹謗したのに対し弁駁したもの。
10	新俗説弁遺編	
11	新俗説弁後編	
12	新俗説弁残編	
13	新俗説弁贅編	
14	新俗説弁統編	
15	新俗説弁附編	
16	神道訓	
17	神道訓一名神道弁疑	表2-16と同物か。
18	増補阿蘇宮記	
19	筑紫日記今川了俊頭書	
20	月次記頭書	
21	ならはし草	別書名「女ならはし草」か。
22	難字俗語	
23	日本君臣言行録	
24	日本五雜俎	
25	日本名字考	
26	日本博物志	
27	日本勇士伝	
28	檜垣家集抄	
29	肥後阿蘇宮記	表1-1と同物か。
30	肥後記（総記）	表1-6と同物か。
31	肥後新国誌	表1-9、または、表1-10と同物か。
32	肥後の記	
33	鄙事記後編	
34	豊後速吸日女記 海部郡 佐賀閑	表1-14と同物か。
35	豊後略記	
36	本朝諸社誌大成	別書名「日本神社大成」か。
37	本朝武格	
38	真澄鏡記	
39	美佐保草	表1-30と同物か。
40	八咫鏡記	
41	和書考	
42	和書読方	

表1、表2 凡例

一、表1、表2は「日本古典籍総合目録データベース」及び上妻博之『新訂肥後文献解題附索引』を参考に作成した。

一、書名は、現物を確認出来たものに関しては内題を採用、現物に当たることが出来なかつたものに関しては、「日本古典籍総合目録データベース」での統一書名を採用した。別書名は全て備考欄に表記した。

一、成立年は、分かる限り詳細に表示した。なお、刊年と序跋年時等が異なるものに関しては、最も遅い年時を成立年とし、それ以外は備考欄に表記した。

一、経歴は、成立年時の蟠竜の役職等を表記した。

一、刊写は、近世期において版本で伝わったものに関しては「刊」、写本でのみ伝わったものに関しては「写」と表記した。

一、書肆は、柳枝軒刊行のものを「〇」で示した。

一、表2は現存資料不明のもの多いため、数量、刊写、分類の欄は削除した。

## (一) 蟒竜著と誤解されてきた作品

各目録で蟠竜の作品として扱われているものの内、「犬著聞旧記」、「新古事談」、「新編東国記」、「明君家訓」<sup>25</sup>の四点は白石氏「井沢蟠竜著述覚書」によつて蟠竜の著作ではないことが判明している。まず「犬著聞旧記」は椋梨一雪編であり、蟠竜作とするのは『群書備考』の誤解である。次に『新古事談』は樂庵編『鴨長明寢覚物語』の改題本である。続いて『新編東国記』は、蟠竜自身が『広益俗説弁』正編の「引用書目」において、『新編東国記』を興雲子編として挙げていることから、蟠竜の著作ではないことが明らかである。最後に『明君家訓』は室鳩巣の著作である。蟠竜が『山下幸内上書』内で「明君家訓」未「知二何人之作」と述べていることや、『明君家訓』の別書名は「水戸家訓」、「水戸黄門光圀公示賜群臣条令」であることから、やはり同書を蟠竜の著作であるとするのは誤りである<sup>26</sup>。

以上四点の他に、『新訂肥後文献解題附索引』において蟠竜の著作として挙げられていた『合鏡』、「安者世鏡」、「経曆雜記」、「歳々草」、「助字解」、「肥後名所記」、「武備睫」の七点は、「日本古典籍総合目録データベース」において他の著作として挙げられており、蟠竜著作のものは見られない。『合鏡』は雲峰齋貞六堂幹峰撰、または、笠縫專助一世著、「安者世鏡」は増穂残口著、「経曆雜記」は岡野逢原堂著、「歳々草」は猩々庵松阿編、「助字解」は桜井東亭著、または、谷鸞（麿山）著、「肥後名所記」は中川直良著、「武備睫」は鶴鉄平矩著である。『新訂肥後文献解題附索引』には未整理な点が多く、蟠竜自身の著作と他の著作を蟠竜が書写しただけの資料が同列に収録されていることから、本論ではこの七点を蟠竜の著作としては扱わない。

『土佐国式社考』も蟠竜の著作とは考え難い。本書は「日本古典籍総合目録データベース」上に、蟠竜著と谷重遠（秦山）著の二点が掲載されているが、蟠竜著のものは現存していないのに対し、秦山著のものは現時点で十七点確認出来る。秦山は土佐の神道家であり、蟠竜とは交流があつた。蟠竜の『俗説弁』を高く評価し、それに倣つた『俗説贊弁』を出版している。このように書名が類似した著作の存在が、秦山と蟠竜の著作を混同させた可能性は否めない。また、蟠竜は「阿蘇宮記」や「南闕紀聞」、「肥後地志略」など、肥後に關する著作を中心に執筆していることから、『土佐国式社考』を検証せずに蟠竜の著作と認めることは危険である。

また、元禄二年（一六八九）成立の「肥州名勝略記」（別書名「肥後名勝略記」）という地誌が蟠竜の著作として挙げ

られているが、これも蟠竜の著作であるとは考え難い。辛島道珠（古淵）の元禄二年頃の著作に「肥後名勝略記」というものがあり、これは別書名を「肥州名勝略記」ということから、「肥州名勝略記」は辛島道珠の著作であるとする説がある。白石氏は「蟠竜略伝」において辛島道珠著である可能性に言及しながらも「肥州名勝略記」を蟠竜の初めての著作であるとしたが、「阿蘇宮記」や「南閨紀聞」（一七〇六成）といった肥後国内の一部地域に関する作品を著す前に肥後全体の地誌を書くとは考え難いことから、蟠竜の著作であることは認めがたい。以上の理由から、上記十三点の作品は蟠竜の著作一覧から削除した。

### (1) 藩に関わる著作

従来、蟠竜の作品は文学や語学といった現代の分類に当てはめたうえで分析されてきた。しかし、蟠竜の思想とその仕事の意義を理解するためには、まずは当人が最も重きを置いていた「藩士（武士）」としての側面<sup>27</sup>に着目し、そこから改めて著作を吟味してみる視座が必要ではなかろうか。そこで本稿では、「藩に関わる著作」及び「一般啓蒙のための出版物」の二つの視点から蟠竜の著作を分析する。

まず、肥後熊本藩に関わる著作を見ていく。表1にあ

る「肥後地志略」（一七〇九成）は、書名から分かる通り肥後国全体の地誌であるが、同じく表1にある「阿蘇宮記」や「南閨紀聞」も肥後に関する著作である。特に「南閨紀聞」は南閨御番在任中に執筆していることから、藩士としての役職と作品の執筆との関連性が窺える。

ところで、肥後国に関する著作の中で最も注目すべき作品は「肥後国志」であろう。本作品は現存を見ないが、この作品から派生した著作が二点確認出来る。「肥後地志略」と「菊池佐佐伝記」である。このうち「肥後地志略」の奥書からは、「肥後国志」の成立時期を推定出来る。

引用書策三百八十三部、僕嚮輯錄肥後國志十七卷、宝永内子秋蒙君命献之、頃日復探草稿、抄出其要、成編  
如右云、  
宝永六年四月日亨齋井沢節

肥後地志略十大尾<sup>28</sup>

宝永年間に丙子の年は存在しないことから「宝永丙子秋」の記述は誤りであるが、「僕嚮輯錄肥後國志十七卷、宝永丙子秋蒙君命献之」の記述から、少なくとも「肥後地志略」の奥書が記された宝永六年四月以前には「肥後國志」が成立していたことが明らかである。<sup>29</sup>

また、「僕嚮輯錄肥後國志十七卷、『中略』頃日復探草稿、抄出其要、成編如右云」とあることから、「肥後地志略」に「肥後國志」の要点を窺うことが出来ると言えよう。さらに、「宝永丙子秋蒙君命獻之」とあることから、蟠竜が君命によつて「肥後國志」を藩主に献上していることが分かる。ここから、蟠竜の学問が熊本藩内において一定の信頼を得ていたと考えられる。

ここで、「肥後國志」の一部分を取り出して編集し出版された『菊池佐佐伝記』の跋文を見てみよう。

僕嚮キニ此レヨリ編ス輯ス肥後國誌數十卷ヲ其所レ載ル首

メニ著ハシ大意ヲ次ニ神社。寺院。人物。古蹟。陵墓。土產。各ノ別チ郡県ヲ且シ建ツ部類ヲ然レトモ有リ錄メテ梓シ而難シ行ヒ乎世ニ者上。此故ニ舉テ菊池佐佐ノ之家兼ヲ以テ為シ題號ヲト其ノ余ハ摘ミ要ヲ採レ略ヲ雜シ記シ編中ニ附ス錄スルコト卷尾ニ今既ニ如シ右ノ見ル者夫レ思ヘ之レヲ<sup>30</sup>

」の「僕嚮キニ此レヨリ編ス肥後國誌數十卷ヲ」とい

う記述は、先に挙げた「肥後地志略」の奥書にある「僕嚮輯錄肥後國志十七卷」と反するが<sup>31</sup>、いずれにせよ「肥後國志」が大部であったことが窺える。藩士としての勤めを

果たしながら、個人的にこれほどの地誌を編むための文献収集を行う財力や時間が十分にあつたとは考え難い。故に、「肥後國志」編纂は藩の事業に関わる仕事であつたと見るのが自然である。

また、熊本藩の歴史書を編纂したことは注目すべきである。表2にある「御家伝」は、熊本藩主細川家の伝記である。「御家伝」が藩命によつて編纂されたものであるか否かは今のところ定かではないが、少なくとも、後年細川家臣が藩の「正当な」歴史書として編んだ「綱考輯錄」<sup>32</sup>に引用されており、歴史書として藩の信頼を得ていたと考えられる。

以上のように、蟠竜の著作には熊本藩に関わるものが多くあり、特に「肥後國志」や「御家伝」は、藩において一定の信頼を得ていることが確認出来た。「肥後國志」は君命を受けて献上していることから、藩の事業と関わりがあると見て間違いないであろう。また、熊本藩主である細川家を描いた「御家伝」も個人的に情報を集めて執筆することが許されるとは考え難い。よつて、「御家伝」はおそらく藩の事業として執筆したものであつたと考えられる。

### (II) 一般啓蒙のための出版物

続いて、一般に向けた刊行作品を見ていく。蟠竜の刊

行物は、その大多数が京都の書肆柳枝軒から出版されており、その出版戦略に影響を受けた可能性も考えられる<sup>33</sup>。いずれにせよ、蟠竜の著作を繋ぐ鍵は「啓蒙」と「考証」の二点である。蟠竜の刊行物は、「武士訓」や「大和女訓」

（一七二〇序）は教訓、「俗説弁」（一七〇六跋）や「広益俗

説弁」は考証、「神道天瓊矛記」（一七二〇跋）は神道といつたように主題の異なる作品であつても、考証を学問の基盤

に据える態度が貫かれており、神道の知識と啓蒙への意欲が共通していることが見出せる。「武士訓」や「大和女訓」といった教訓書から教育への意欲を見て取ることが出来るることは言うまでもないが、教訓書の体裁を取つていな「神道天瓊矛記」や「俗説弁シリーズ」にも啓蒙への関心が現れている。たとえば、「神道天瓊矛記」の跋文に次のようにある。

僕おもふところありて。斯書を頼めて。家児にあたふ。〔中略〕元々武夫の身ハ。非常の設不虞の備なれば。万事をさしおきて。文武をつとめまなび忠孝をはげまさんことを思ふべし<sup>34</sup>

『神道天瓊矛記』は神道を主題とした作品であるが、武士が「文武をつとめまな」ぶために編集されたものであつ

た。また、蟠竜の著作の中で最も普及したと考えられる「俗説弁シリーズ」の初作である「俗説弁」の自跋には次のようにある。

童蒙婦女未レ能ハ読而曉スコト。謾リニ信ジテ俗書之誤ヲ、還テ失ニ「旧史之実」ヲ。蓋シ以テ其ノ易レキヲ解シ也。弊習可シ亦タ歎ジ矣。越テ僕不自虞ヲ、試ニ蒐集シ偏ク膾ニ炙スル人口ニ俗説上ヲ、本ニ乎正史ニ、考ニ於実録ニ、探ニ其ノ所ニ由テ出ル、弁ニシ其所ニ謾リ伝フル、以テシ和字ニ、釐メテ為ニシ一書ト、目ケテ号ニシテ俗説弁ト、姑ク便リス之ヲ童輝ニ

「俗説弁シリーズ」は、世間に蔓延する誤った俗説を正すことを目的としたものであるが、上記の跋文から、児童や女性に対する啓蒙的な意図もあつたことが窺える。

先に述べた通り、「神道天瓊矛記」は武士の学習のために神道について説いた書物であつたが、一方で教訓書に神道の知識を取り入れたものも見受けられる。次に挙げる記事は「大和女訓」上巻に見られるものである。

そもそも我朝を。女王國といひ。姫氏國といふハ。そのかみ。伊弉諾伊弉並二柱の御神。天降せ給ひて。

国土山川草木までを生し天下之主にて。日神を  
あめがしたのぬし。ひのかべ  
あしまし給ふ。これを天照太神と申し奉りて。  
によなた。女駄な  
り。その領へる國なる故に。女王國とも。姫氏國  
よわうくとも。ひのかべ  
共なづけ。日神の御國なりとて。日本ともなづけり。<sup>36</sup>

この記事は『大和女訓』上巻冒頭にあるもので、神道の知識を用いて日本国と女性の関係を定義している。また、先程女性や児童の教育も視野に入れていたことを確認した「俗説弁シリーズ」の『広益俗説弁』自序にも次のようにある。

凡ノ学ノ「神道ノ真理本源」ヲ者ハ、先ツ自ニ「諸社ノ伝記事  
実」始ム。未レダ有乙廢ニ「傳記事実」ヲ而曉下「明理本源上  
ヲ者甲ハ也。」中略「粵テ拳下」所ノ「謬伝」スル說上ヲ而為ニル  
之レガ弁解ヲ。然レドモ亦以為ラク、若ニキ夫ノ童蒙ノ専ラ  
嗜ニ「雜書」ヲ、不レ好ニ「神籍」ヲ。方ニ知ニ「レリ」其ノ不レルコ  
トヲ可レ行ハル也。故ニ首メニ載セ「神社傳記」ヲ、次ニ列ニ  
歴代雜事一ヲ、目ケテ号ニ「俗説弁」ト。是レ欲シ俾下ント讀  
二ム歴代ノ雜事一ヲ者ヲシテ施テ及中「神社」傳記上也。<sup>37</sup>

ここから、「俗説弁シリーズ」においても神道を正しく伝えることを目的としていることが分かる。以上の点か

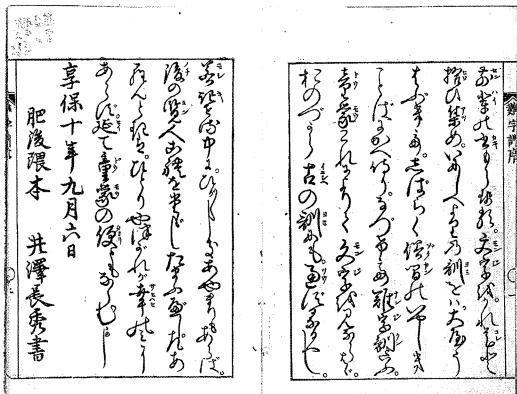
ら、蟠竜が神道を重視し、神道の知識をもつて武士や女性の教育を目指したことが窺える。

ところで、巷間に溢れた俗説の誤りを考証する「俗説弁シリーズ」を編むことは、語学的な知識や多くの文献の整理と不可分であったと考えられる。「俗説弁シリーズ」を編集することで得た知識を基に派生したと考えられる作品に『漢字和訓』（一七一八刊）や『授幼難字訓』（一七二七刊）、『桧垣家集』（一七〇七跋）、『今昔物語』（前編一七二〇序、後編一七三三刊）が挙げられる。『広益俗説弁引用書目』に「檜垣女家集」や「今昔物語」の書名が見えることから、『桧垣家集』、『今昔物語』が「俗説弁シリーズ」編集から派生した作品であると見るのが妥当であろう。また、『漢字和訓』等に挙げられた出典と「広益俗説弁引用書目」に掲載された書名には共通するものがあることから、これらの語学的な著作も「俗説弁シリーズ」から派生した作品であると見て良いであろう。次に挙げるは『授幼難字訓』の序文である（図2）。

童蒙<sup>トウモウ</sup>これによりて文字<sup>モジ</sup>を見ならはゞ。おのづから<sup>イニシエ</sup>古<sup>コトハ</sup>の訓<sup>クン</sup>にも。通ずるなるへし。〔中略〕延て童蒙<sup>トウモウ</sup>の便<sup>タヨリ</sup>と  
もならむかし。<sup>38</sup>

ここから、「俗説弁シリーズ」から派生したと考えられる作品であつても、啓蒙的な意識があつたことが窺える。

以上のように、蟠竜は刊行物を通して、神道を正しく伝え、武士や女性、児童の啓蒙を目指したと考えられる。また、売れ行きを見込んで刊行された可能性がある「俗説弁シリーズ」から派生したと考えられる作品にも啓蒙的な意識が窺えた。これらは、藩に関わる仕事とは全く異なる動機や背景から成された仕事であつた。



【図2】『授幼難字訓』(熊本県立大学歴史学研究室蔵)、一丁裏～二丁表

#### おわりに

以上、新出資料を踏まえ、井沢蟠竜の藩士としての経歴と業績を追究した。まず、現段階で一次史料から確定し得る蟠竜の経歴は、元禄九年から享保十五年までの役職と世禄、没年であつた。さらに、一次史料を根拠に、蟠竜が江戸へ移った年が延宝六年であることを改めて指摘すると、写本の記述から蟠竜が阿蘇に滞在していた可能性を見出すことが出来た。

次に、蟠竜の著作を概観出来るように著作一覧を作成した。成立年が判明している作品に関しては、年代順に並べて当該作品執筆時の蟠竜の経歴が把握出来るようにした。蟠竜の作品を分析するにあたっては、既存の分類ではなく、藩の仕事としての著作と一般に向けての著作とに分けて考察した。

まず藩に関わる仕事として編まれた著作からは、蟠竜が熊本藩から一定の学問的信頼を受けていたこと、ならびに藩に関する地誌や歴史書を編集出来る地位にあつたことが窺えた。統いて一般に向けた刊行物からは、神道を通じて、武士や女性、児童の啓蒙を志した様子が見出せた。さらに、「俗説弁」と「漢字和訓」など、一見すると関係性を見出し難い作品も考証の態度を軸に連関していくことが明らかとなつた。また、藩に関する著作である「肥後地志」

略」にも考証を基盤とする姿勢が確認出来、この姿勢は「肥後国志」にもあつたと見て間違いない。<sup>39</sup> ここから、遅くとも『俗説弁』(宝永三年秋)あるいは「肥後国志」を編んだ時期(宝永六年四月以前)頃には考証の姿勢と技術が確立していたと見られ、これ以降の藩に関する著作と一般啓蒙のための著作の両者に活かされたと考えられる。

熊本藩の地誌や歴史書の編纂は、結果的に藩の支配体制の安定化に貢献したと考えられる。また、一般の啓蒙を志した作品の出版は、結果的に社会秩序を固める働きを成したと考えられる。このような点から、蟠竜を結果的に「知」をもつて近世前期の体制の安定化を担つた人物として位置付けることも可能だろう。この点のさらなる究明は後考に期す。

## 注

- 1 本稿では、『俗説弁』、『続俗説弁』、『新俗説弁』、『広益俗説弁』正編、後編、遺編、付編、残編を総称して「俗説弁シリーズ」という。
- 2 白石良夫校訂『広益俗説弁』「解説」(平凡社、一九八九年)、三六五頁。
- 3 『熊本文化研究叢書』第六輯(熊本県立大学文学部日本語日本文学研究室、二〇〇九年)、一〇一九頁。

4 前掲白石良夫校訂『広益俗説弁』「解説」、三七六・三七七頁。

5 湯浅佳子「『広益俗説弁』諸本考」(『東京学芸大学紀要』第二部人文科学、第五六集、二〇〇五年)、渡辺守邦「羅山の見た清明伝承」(『説話文学研究』第三〇号、一九九五年)等がある。

6 稲垣泰一「『今昔物語』説話の様相」井沢長秀校訂『今昔物語』を通して(今井文男先生喜寿記念論集刊行委員会編『表現學論考』三巻、今井文男先生喜寿記念論集刊行委員会、一九九三年)、上田設夫「考訂今昔物語の説話世界」(井沢蟠竜の説話享受をめぐって)(『国語国文』第六〇巻第一二号、一九九一年)、加藤裕一郎「校訂今昔物語」と今昔物語集(『中央大学国文』第三七号、一九九四年)等がある。

7 白石良夫『江戸時代学芸史論考』(三弥井書店、二〇〇〇年)、四一・八七頁。

8 「肥後地志略」の序及び卷十において使用されている(森下功「他」編『肥後国地誌集』、青潮社、一九八〇年、二七、一二六頁)。

9 「蟠竜井沢先生墓碑」(武藤嚴男「他」編『肥後文献叢書』別巻一、歴史図書社、一九七一年、一四頁)、西山禎一「熊本藩役職者一覧」(細川藩政史研究会、二〇〇七年)、同氏「熊本藩藩士便覽」(細川藩政史研究会、二〇一〇年)参照。

10 前掲武藤嚴男「他」編『肥後文献叢書』別巻一、一四頁。

11 井沢蟠竜「南闕紀聞」(久保田啓一「他」「奎堂文庫所蔵郷土資料第二歴史資料篇『南闕紀聞』『細川御伝記』(上)、「有明工業高等専門学校紀要」第二三号、一九八七年、二頁)。引用

- 文中の「」は筆者による加筆を表す。以下同じ。
- 12 森下功「肥後地志略」解題（前掲森下功「他」編『肥後国地誌集』、（一一）～（一一一）頁）。
- 13 久保田啓一「[他]」「奎堂文庫所蔵郷土資料第二歴史資料篇『南関紀聞』『細川御伝記』（下）」（『有明工業高等専門学校紀要』第2四号、一九八八年、八頁）。
- 14 井沢蟠竜「広益俗説弁」卷二十「俗説弁の説」（前掲白石良夫校訂『広益俗説弁』、三四五～三四六頁）。
- 15 前掲白石良夫校訂『広益俗説弁』「解説」、三七六頁。
- 16 元禄五年頃の「御侍帳」に基づく。前掲西山禎一『熊本藩士便覽』、八三頁。
- 17 丸山雍成『參勤交代』（吉川弘文館、二〇〇七年）、三二一頁。
- 18 なお、光姫は第六代庄内藩主酒井忠真に嫁ぎ、本照院と称した（酒田市史編纂委員会編『酒田市史』改訂版上巻、酒田市、一九八七年、一〇一六頁）。
- 19 山本博文『參勤交代』（講談社、一九九八年）、四〇～四二頁。
- 20 おそらく、蟠竜の子友右衛門長勝が十郎左衛門に改名し、居合師役を勤めたという先祖付の記述（前掲武藤厳男「他」編『肥後文献叢書』別巻一、一四頁）を読み誤つたのである。
- 21 上妻博之「井沢蟠竜伝」（前掲『熊本文化研究叢書』第六輯、七頁）。
- 22 新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』通史編第三巻近世 I（熊本市、二〇〇一年）八五三～八五四頁。
- 23 井沢蟠竜「阿蘇宮記」（熊本県立大学日本文学第一研究室蔵）、一丁表。宮地村は阿蘇郡にあった。
- 24 「日本古典籍総合目録データベース」等によると、「広益俗説弁」正編は享保二年（一七一七）刊とされているが、序文と同じ年の刊記を持つ初版本が確認されたため、正徳五年（一七一五）刊であることが明らかとなつた（前掲白石良夫『江戸時代学芸史論考』、七九～八〇頁）。また、「旧説拾遺」と『高名故事』の関係については、「書物・出版と社会変容」・「九州近世文学研究会」合同研究会（二〇一三年一月三〇日、於九州大学）で発表した際に御教示を得た。
- 25 写本は「」、版本は「」で示す。以下同じ。
- 26 白石良夫「井沢蟠竜著述観書」（前掲『江戸時代学芸史論考』、四一～七二頁）。
- 27 たとえば、「神道天瓊矛記」跋文では御鉄砲�挺頭を示す「武臣鳥銃首」を名乗つており、藩士であること（武士身分）に重きを置いていた様子が窺える。
- 28 井沢蟠竜「肥後地志略」（前掲森下功「他」編『肥後国地誌集』、一四〇頁）。
- 29 森下氏は、「肥後国志」を献上したのは宝永五年であると推測している（前掲森下功「肥後地志略」解題、森下功「他」編『肥後国地誌集』、（一三）頁）。
- 30 井沢蟠竜「菊池佐佐伝記」（熊本県立大学日本文学第一研究室蔵）、四四丁表。
- 31 「十数巻」とすべきところを書き違えた、または、彌り違えたか。
- 32 細川護貞監修『綿考輯錄』第一巻（出水神社、一九八八年）、三九五～三九六頁。

33 拙稿「肥後藩士井沢蟠竜と柳枝軒—廣告に見る出版戦略—」  
（書物・出版と社会変容）・「九州近世文学研究会」合同研究会  
発表資料）参照。

34 井沢蟠竜『神道天瓊矛記』（熊本県立大学日本文学第二研究  
室蔵）、三六丁裏、裏表紙見返し。

35 井沢蟠竜『俗説弁』（前掲白石良夫校訂『広益俗説弁』、  
三六三頁）。

36 井沢蟠竜『大和女訓』上巻（小泉吉永編『近世育児書集成』  
第三巻、クレス出版、二〇〇六年、三三一七～三三一八頁）。

37 井沢蟠竜『広益俗説弁』（前掲白石良夫校訂『広益俗説弁』、  
iv頁）。

38 井沢蟠竜『授幼難字訓』上（熊本県立大学歴史学研究室蔵）、  
一丁裏～二丁表。

39 「肥後国志」の草稿から要点を抽出したと目される「肥後地  
志略」には、「伝説正誤」という項目が立てられ、伝説を一つ  
一つ考証している。